

おもてなしヘルメット購入支援事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請書提出 (その年度の1月31日まで)

○補助金の交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

※交付申請の提出書類

- (1) 鳥取県補助金交付規則様式第1号(第5条関係)
- (2) おもてなしヘルメット購入支援事業補助金交付要綱様式第1号
- (3) 別紙(補助事業に要した経費の内訳を明らかにするもの)
- (4) おもてなしヘルメット購入支援事業補助金交付要綱様式第2号

2. 補助金交付決定通知の到着(交付申請書受理日から20日以内)

3. 事業開始

※県からの交付決定通知日以降に事業開始してください。

※この補助事業は、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更したい場合】

本補助金の対象経費の増額及び交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更をする場合には県の承認が必要です。

変更申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助事業は、完了届の提出は必要ありません。

※事業完了日とは、補助対象事業者が、購入業者にヘルメット購入代金を支払い、ヘルメットを受領した日となります。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

※実績報告の提出書類

- (1) 鳥取県補助金交付規則様式第3号(第17条関係)
- (2) おもてなしヘルメット購入支援事業補助金交付要綱様式第1号
- (3) 別紙(補助事業に要した経費の内訳を明らかにするもの)
- (4) おもてなしヘルメット購入支援事業補助金交付要綱様式第2号

※書類受理後、内容の審査を行い補助金額を確定した後、補助金をお支払いします。

書類提出・問い合わせ先 鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857 - 26 - 7989 kurashi@pref.tottori.lg.jp